

集團示威運動等の秩序保持に関する法律案

集團示威運動等の秩序保持に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、集團示威運動、集團行進又は屋外集會が公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼすことなく行われるようにすることを目的とする。

(届出)

第二条 集團示威運動又は道路、公園その他の公共の場所における集團行進若しくは屋外集會を行おうとする場合には、あらかじめこれを實施しようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならぬ。但し、これらの集團示威運動、集團行進又は屋外集會が左の各号の一に該当するものである場合には、この限りでない。

一 冠婚葬祭その他これに類する行事で一般の慣例として行われるもの

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動として行われるもの

三 学生、生徒等の遠足又は修学旅行で示威を伴わないもの

四 もっぱら學術研究、体育、競技、娯樂、興行又は商業宣伝のみの目的で行われるもの

五 官公署がその職務として行うもの

六 前各号に掲げるものの外、公安委員会が届出を要しないとして指定するもの

(届出の手続)

第三条 前条の規定により届出を要する集團示威運動、集團行進又は屋外集會(以下「集團示威運動等」という。)を主催しようとする者(「団体」が主催しようとするときは、その代表者とする。以下「主催者」という。)は、集團示威運動等を開始しようとする日時の七十二時間前までに、集團示威運動等を実施しようとする場所を管轄する各公安委員会に於て、その管理に属する各警察署(同一の公安委員会の管理に属する警察署が二以上あるときは、当該集團示威運動等を実施しようとする場所を管轄する警察署のうちそのいずれか一とする。)に対し、当該集團示威運動等に関する左の各号に掲げる事項を記載した届書各一通及びその複本各二通を提出しなければならない。

この場合において、集團示威運動等を実施しようとする場所の使用について管理者の承認を要するものについては、その承認を得たことを証明する書類の写を添附しなければならない。

一 当該集團示威運動等の名称、種別及び目的

二 主催者の住居、氏名及び年齢(主催しようとする者が団体であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年齢)

三 この法律の規定による公安委員会の送達を受領すべき者(以下「送達受領者」という。)の住居、氏名及び年齢並びにこれら

の送達を受領すべき場所(届書を提出する警察署の管轄区域内にあることを要する。)

四 当該集團示威運動等その実施場所において統制指揮すべき者(以下「統制者」という。)の住居、氏名及び年齢

五 開始及び終了の日時

六 実施場所及びその略図

七 参加団体の名称及びその主たる事務所の所在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年齢

八 参加予定人員数及びその参加団体別内訳

2 第一項の届書の様式は、総理府令で定める。

(届出の受理)

第四条 公安委員会は、前条第一項の規定による届書の提出があつたときは、次条第一項の規定によりその補正を命ずる場合を除き、届出を受理しなければならない。この場合においては、公安委員会は、届書の複本一通に届出を受理した旨を附記して、これを届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間前までに送達受領者に送達しなければならない。但し、送達受領者の住居が不明であることその他やむを得ない事由に因り送達が著しく困難であると認められるときは、届書が提出された警察署の掲示板に届出を受理した旨を記載した書面を掲示して、送達に代えることができる。

2 主催者が前条第一項の規定により届け出た事項を変更しようとする場合には、あらかじめ、変更しようとする事項に係のある公安委員会に於て、届書を提出した警察署に対し、変更承認申請書各一通及びその複本各二通を提出して当該公安委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、公安委員会は、その変更が集團示威運動等の開始日時を繰り上げようとするものである場合及び公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼす虞があると認められる場合を除き、承認を与えなければならない。

3 公安委員会は、前項後段の規定による承認をした場合には、変更承認申請書の複本一通に承認した旨を附記して送達受領者に送達しなければならない。第一項但書の規定は、この場合について準用する。

4 第二項の変更承認申請書の様式は、総理府令で定める。

(補正命令等)

第五条 公安委員会は、集團示威運動等の届出が左の各号の一に該当するときは、届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間前までに、その主催者に対し、時間を定めてその時間内に届出を補正することを命ずることができる。

一 第三条第一項に規定する要件の一部を具備しないとき

二 当該集團示威運動等の主催者のうち十六歳に満たない者又は禁治産者があるとき

2 前項の規定により公安委員会が定めた時間内に届出の補正がされ

たときは、公安委員会は、届出を受理しなければならない。この場合においては、公安委員会は、届書の複本一通に届出を受理した旨を附記して、すみやかに送達受領者に送達しなければならない。

3 前条第一項但書の規定は、前項後段の規定による送達について準用する。

4 第一項の規定により公安委員会が定めた時間内に補正がされなかつたときは、届出がなかつたものとみなす。

5 公安委員会は、第三条第一項の届書又は前条第二項の変更承認申請書を受け取つた場合において必要であると認めるときは、その届出を受理し、若しくは補正を命じ、又は変更の承認をするにつき必要な範囲内において、当該集團示威運動等の主催者又は統制者に対して出頭を求め、又は質問することが出来る。

6 公安委員会は、警察隊長若しくは警察長又は警察官若しくは警察吏員を指定して、前項の規定による権限の行使を委任することが出来る。

(遵守命令等)

第六条 公安委員会は、集團示威運動等の届出を受理した場合において、公衆の生命、身体、自由又は財産に対する直接の危険を防止するため必要があると認めるときは、届書に記載されている集團示威運動等の開始日時の二十四時間前までに、当該集團示威運動等に関する左の各号に掲げる事項について遵守すべき事項を具体的に定

め、当該集団示威運動等の主催者、統轄者及び参加者に対してこれを遵守すべきことを命ずることができる。

一 危険物の携帯の制限又は禁止に関する事項

二 道路における進行又は入り込の禁止等交通の危険防止に関する事項

三 夜間又は学校、図書館、病院その他これらに類する施設の周辺におけるけん銃防止に関する事項

四 行進隊形、行進隊列の区分等当該集団示威運動等の混乱防止に関する事項

2 集団示威運動等の主催者は、前項の命令を受けた場合には、統轄者及び当該集団示威運動等に参加しようとする者にこれを周知させ、且つ、遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 公安委員会は、集団示威運動等の届出を受理した場合において、公衆の生命、身体、自由又は財産に対する直接の危険を防止するため必要やむを得ないと認めるときは、その危険を防止するため必要且つ相当な限度において、届書に記載されている集団示威運動等の開始日時を二十四時間前までに、当該集団示威運動等の開始若しくは終了の日時若しくは実施場所の変更を命じ、又は参加人員数の制限を命ずることができる。

(命令の送達)

第七條 第五條第一項又は前条第一項若しくは第三項の規定による公安委員会の命令は、これを書面に

記載して送達受領者に送達するものとする。第四條第一項但書の規定は、この場合について準用する。

(警察職員の権限)

第八條 警察官又は警察吏員は、第二條の規定による届出をせず、若しくは第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定により公安委員会の承認を受けた事項に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員会の命令に違反して、行われ、若しくはまことに行われようとする集団示威運動等の主催者、統轄者若しくは参加者又は第六條第一項の規定により公安委員会の定めた遵守すべき事項に違反し、若しくはまことに違反しようとする主催者、統轄者若しくは参加者に対して、違反行為を是正し、又は防止するため、警告を発し、又はその行為を制止することができる。

2 警察隊長若しくは警察長又は当該集団示威運動等についてこれらの者の命を受けてその実施場所において警察官若しくは警察吏員を統轄して指揮する警察官若しくは警察吏員は、前項の規定による警告又は制止によつてもなお違反行為を是正し、又は防止することができない場合において、公衆の生命、身体、自由又は財産に対する直接の危険を防止するため必要やむを得ないと認めるときは、当該集団示威運動等を解散させることができる。

(罰則)

第九條 第二條の規定による届出を

しないで集団示威運動等を行った者又はその集団示威運動等をその実施場所において指揮し、若しくは率先助勢した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定により公安委員会の承認を受けた事項に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員会の命令に違反して集団示威運動等を行つた者又はその集団示威運動等をその実施場所において指揮し、若しくは率先助勢した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

3 左の各号の一に該当する者は、二千五百円以下の罰金に処する。

1 第二條の規定による届出をせず、若しくは第三條第一項の規定により届け出た事項若しくは第四條第二項の規定による公安委員会の命令に違反し、若しくは第六條第三項の規定による公安委員会の承認を受けた事項に違反して集団示威運動等を行つた者又はその集団示威運動等をその実施場所において指揮し、若しくは率先助勢した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

2 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

2 この法律施行後に行われる集団示威運動等についてのこの法律に

よる届出その他の手続は、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行前に施行されていた集団示威運動等の実施に関する条例(以下「旧条例」という。)は、その効力を失うものとする。

4 旧条例が効力を失う前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○木村國務大臣 集団示威運動等の秩序保持に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

終戦後、集会、多衆運動等は、その正当な範囲を逸脱して犯罪を構成するに至つたときに、初めて刑法その他の法令によつて取締りを受けるはかは、何らこれに対する規制の方法がなかつたのであります。その後国内各地には多衆による運動が頻発し、その中には刑法法令に抵触し、国民一般の迷惑を来すような無秩序、無統制なものも少なくなつたのであります。その結果、当初は占領軍の命令により必要な規制がなされたのであります。集団示威運動、集団行進、集会に関する国内法制定の必要が痛感されるに至り、大阪府を初め各地に、府県または市町村の条例として立法化せられ、今日に至つておるのであります。

しかしながら、これらの条例は、その内容において区々であるばかりでなく、条例の制定のない地方も少からずあるのであります。かくて基本的な人権たる集会、表現の自由が地方によつて異なる取扱ひを受けるという不合理な状態に置かれてい

るのでありますので、これをこの際法律化し、全国的に同一内容のものとするともに、必要最小限度の規制をもつてこれら集団示威運動等が行われることを確保する必要があるものであります。

申すまでもなく、集会、表現の自由は憲法によつて保障された基本的人権でありますから、あくまでこれを尊重せねばなりません。公共の福祉のためには必要最小限度の制約に服さなければならぬ場合もあるものであります。従いまして、その性質上当然一般公衆に対して影響を及ぼすべき集団示威運動、公共の場所における集団行進、公共の場所における屋外集会につきましても、公共の秩序、公共の福祉のため、ある程度の制限が課せられることはやむを得ないのであります。

すなわち本法案は、これら集団示威運動等が公衆の生命、身体、自由、財産に危険を及ぼさないよう秩序を保持しつつ行われることを確保することを目的として作成したものであります。て、集団示威運動、公共の場所における集団行進、屋外集会に關して届出制をとる、公衆の生命、身体、自由、財産に対する直接の危険が認められる場合にのみ、公安委員会に対して一定の条件を付した場合は一定の事項の変更を命じ得る権限を認めるとともに、警察官吏に対して警告、制止、解散の権限を認め、もつてこの目的を達成せんとするものであります。

以上の理由から、本法案を提出いたしましたわけであり、何とぞ御審議の上、御可決あらんことを切に希望する次第であります。

○金光委員長 この際申し上げます

が、木村法務総裁は参議院の法務労働連合委員会に御出席中のごさいます。十分間という御了解のもとに当委員会に御出席を願つたようなわけでありませう。従つて、木村法務総裁は御出席なさつてもいたし方がないわけですが、私が、私から木村法務総裁にお願いをいたしておきます。警察関係の重要な法案をたゞいま本委員会が審議中でございまして、これには委員の方方より、木村法務総裁に賛意をいたしたいという御希望が特に強いのであります。木村法務総裁におかれまして、できるだけその点を御考慮にお加えいただきまして、当委員会に御出席くださいますようお願いをいたします。

○木村國務大臣 かしこまりました。
○金光委員長 それでは本案に対します。質疑は後刻にお願いをいたします。

○金光委員長 警察法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。質疑を許します。門司亮君。
○門司委員 そういふことにはならないという御答弁であります。それなら、一体この条文の中に、あるかどうかということがあります。たとえここに書いてあります。国家警察本部長官を任命する場合におきまして「国家公安委員会の意見を聴かなければならない。」といふことだけで、ありまして、その意見を尊重しなければならぬといふことは書いてない。聞きさへすればそれでよいのである。従つて内閣総理大臣の一方的意思で、私はこれは十分にやれると思う。そうなつて参りますなら、一体これのどこにさつき

のうなことが制約されておるか。警察視察にいたしまして、そうでありませう。東京都の公安委員会の意見を聞くだけでありまして、内閣総理大臣はやはりこれは一方的に任命ができると思ふ。この法律の中で、今の御答弁のようないふことがどこで制約されておりますか。その点を、つきり御答弁を伺いたいと思ひます。

○委員長退席、河原委員長代理着席

○齋藤(昇)政府委員 私からお答をいたしますが、この法律案は御承知の通り国家地方警察本部長官及び東京の警視總監の任免の問題と、いま一つは総理大臣が都道府県の公安委員会及び自治体警察の公安委員会に対して、治安維持上特に必要な場合に指示するといふのが骨子でございます。その理由は先ほども谷口次長から御説明いたしましたように、政府が治安責任を帯びるというこの建前を、法の上に明示をするといふのがその理由でございます。ところで、ただいまお尋ねのように、かようにいたすならば、これは全警察があるいは政府のかつてな運営に支配されるおそれはないか、という御懸念だと思ひますが、今お尋ねの任免権の点について考えてみますならば、これは公安委員会の意見を聞いて、総理大臣が任命をするといふ建前に相なつておりますので、公安委員会が反対の意見であつても、総理大臣が任命できるやないかといふお尋ねはその通りであります。しかしながらわれわれが考へておりますのは、国家公安委員会といふ、あるいは特別区公安委員会といふ、しかも長官あるいは警視總監の任免の問題につきまして、政府と全

面的に意見を異にするといふような場合に、これを押し切つて、そうして任命を法律上はできませうけれども、さういふ政治的な運営は、私は実際は行われ得ないであらう、かように考へるのであります。公安委員会の意見を聞くといふことは、これは尊重をするといふことと同義語であります。また私は実質面におきまして同意を得るとあるのと、運営面においてはほとんど同じであらう、かように考へるのであります。公安委員会が全面的に賛成がでないといふ場合に、一般の輿論その他にかんがみまして、政治上これを押し切つて任命ができるものであるかといふ。もしかような場合にできる。そしてその場合に輿論も政府を支持するといふやうなことがあるならば、これは私は政府が治安の最終責任をとつておるのでありますから、輿論もそれを許すといふやうな状態であるならば、これはやむを得ない。むしろ政府が最終責任を持つてゐるというところは、これは当然でありますから、これは許されてしかるべきであらうと思ひます。通常の場合におきましては、さういふことは実現ができませんのである。小さな事件につきまして委員会なりあるいは何の機関の意見を聞くといふことは、形式的に聞けばよろしいといふやうな場合もあり得ると考へますけれども、今回改正をいたそうと考へておられますやうな点は、さういふ法律通りの運営で意見は聞きつばなし、これは尊重しないでもよろしいのだといふことでは、私は実際の運営ができないものと考へておるのであります。また総理の指示にいたしましても、指示をいたします場合に

は、国家公安委員会の意見を聞くわけでありませうし、またこの指示を受ける方は、それ／＼民主的に成立いたしております公安委員会でありませうから、正当な理由の通つた、なるほどという指示であるならば、これは当然従うべきであらう。しかし先ほど御心配になられますやうな政治的な干渉に使用といふ意味で、もし万一指示されるやうなことがあるといたしましても、公安委員会はさういふ政治的に見て不当だと判断する場合には、その指示に従ふやうなことは、私はあり得ないと思ひます。公安委員会は健全に存在してあります限り、この法案の改正によりまして、今日のいわゆる民主警察の確保といふものは、私は微動だもしない、かように考へるのであります。

○門司委員 今の御答弁であります。が、どこまでも責任の所在といふものは任命権者にあるといふことが考へられる。さういたしますと、この場合の国家地方警察の本部長官並びに警視總監といふものは、その責任は内閣総理大臣が負ふべきは、私はさういふ結論に思ひます。先ほどから申し上げておきますように、任命権者に対して責任を負ふといふことになつて参りますと、問題は国家公安委員があることになつただけであつて、従つて一方的に責任の所在のあるところに、やはり私は忠実にならなければならぬと考へます。これは私は常道だと思ひます。さういふことは、今のさういふことではないであらうといふやうなことで、この警察官といふ一つの大きな権限、いわゆる人間の生命、財産あるいは

は国家の秩序等に関しまするきわめて重要な問題が、時の政府の意向でこれが動かされるやうなことが——ここにこれでは人を動かすのであります。法はどんなにできておられます、その法を運用する人に最も重要な要素があるといふことは、これはだれが考へてもあたりまえであります。その法の運用をいたします人を任命いたします場合に、私はここにさういふ欠陥があつたのでは、これは当然今の御答弁のやうな趣旨には私はな／＼行かないと思ひます。そのことについて一つ一つ込んで聞いておきたいと思ひます。が、それならここに書いてあります。この責任の所在の問題について、明らかにしていただきたと思ひます。おける自治体警察に要する経費は、都府の負担とする。」と書いてあります。都府は経費を負担して、さうして任命権は都府の公安委員会にないといふことになつて参りますならば、ただわづかにその次に「国庫は、予算の範囲内においてその一部を負担することができ。」といふやうなあいまいな規定がある。都府は自分の生命、財産を委託いたしております総元締である警視總監あるいは警視庁の費用を負担しておる。さうして負担しておるにもかかわらず、その責任の地位にありません。内閣総理大臣が責任を負ふべきは、私はさういふ大きな一つの矛盾が出て来ると考へます。この矛盾に対しては、この矛盾が絶対にないといふお考へであるか。この点はつきりした御答弁を伺つておきたい。

○齋藤(昇)政府委員 警視總監は都府

す。警視總監に對し、しても、住民はこれをリコールといふか、解職を請求いたします権限を持つております。住民はいわゆる解職の請求権は持つておるはずであります。そういたしますと、住民の解職を請求する権利というもの、一体どうなるかということであり、それが行われてもなおかつ、総理大臣は今の規定でありますならば――解職の請求が行われまして、そしてそれが成立いたして参りますならば、これは当然政治的にも行政的にも、議會あるいは都知事あるいは公安委員会においても、その意を十分尊重して、これをやめさせることができると思ひます。しかしこうなつて参りますと、総理大臣が任免権を持つておりますから、やめなくてもいいということになるか、一体住民の請求権はどうなるか、その点をお聞かせ願ひたい。

○齋藤具一政府委員　警視總監に對する解職の請求権は私は、と思つてゐる。

ります。警察法にもございません。自治法にもございません。憲法の趣旨から、官吏については国民は基本的に任免の請求権、そういうものがあるのか、ように思いますけれども、これを具体的に法律化したものといいたしましては、警視總監に對しては、また一般官吏に對しては、リコールの規定はございません。

それからこれは私から御答弁申し上げる御要求ではないのでありますが、今回の改正法の問題は、一体治安の責任は政府が全然負わなくていいのかどうかという一つの政治問題から、私は出発しておると思うのであります。憲法上行政の責任を政府が負うということになつておるにもかかわらず、警察

いたします部分は、私はごく僅少な部分しかないとか、かように考へております。しかしながら、それにいたしましてもその治安担当機関の担当をいたしまする治安維持のやり方の善悪によりまして、国家的な治安問題になる場合が相当あり得るのであります。お話のように、非常事態の場合には、総理が全警察を統轄するということがなつておるのであります。しかし非常事態に至らせないようには、非常事態になる前において、それでは全然責任がないということではよろしいかどうかというのが、この法案の問題であらうかと私は考へておるのであります。大勘定によ

りまして、そうして非常事態の宣言をしなればならないという事態に立ち至らせないために、やはり治安を確保して行く、国家的治安を保つということでは、やはりこれも政府の責任だと考へても、間違ひはないのじやないのだろうか。また今おつしやいました革命とかあるいは大きな騒擾とかいふような場合でありませんが、外国の大公使が何らかの理由で暗殺をされる、国家的に非常に重要な公益が侵害をされるというような事柄を防止いたしますということは、これはやはり一面政府が全然責任がないというわけには参らないであらうと、かように考えるのであります。従ひまして、ここに言う公安維持上必要な事項を、特に必要がある場合に指示をすると申しますもののは、さような意味におきまして、非常事態に立ち至らせないための必要最小限度の指示であります。あるいは国の重大な公益を特に確保しなければならぬための措置、そういうような事でもりまして、普通の風氣、習俗が

て、事態に即した治安の維持が確保されるべきであらう。また警察行政といふことも、われわれとしてはそういうことが考えられる。またこの趣旨におきましては、都道府県並びに市町村の公安委員会というものは、その土地の情勢あるいはそのときの状況を十分判断して、そうしてこれに善処して行くことのために、きわめて有効なものだと私は考える。権限が縮小されて、内閣総理大臣が一方的に指示をしたものに従わなければならないという事になつて参りますと、無用の摩擦が起つたり、あるいは必要以上の問題を――騒擾が起るかどうかかわかりませんが、必要以上の処置をとらなければならぬような現象が必ず起つて来て、平穩に済むべきものも、指示があつたからその指示通りにやつたことがかえつていけなかつたのだというやうな、結果的には悪い結果を生むやうなことがありはしないかと考える。おそらく地方の町村の公安委員会有るいは都道府県の公安委員会有るいは、内閣総理大臣から指示された事項について、内閣総理大臣はこういつて来たのだけれども、われ／＼の方はこうなんだからこういふやうにしようという事で、この指示に対して行わないうというやうなことは、私はなか／＼できないと思う。そういたしますと全国一齊に画一的な取締りが行われるという事になつて参りますと、先ほどこから申し上げておきますやうに、事態に沿わざる無理な取締りが行われて来て、無用の摩擦を起すやうな危険性があると思ひますが、その点に対してはくろうとしての齋藤さんはどう

お考えになりますか、一応聞いておきたい。

○齋藤昇政府委員 おつしやいますように、非常にまずい指示をすれば、かえつてますますなるという事は考へ得られるのでありますが、しかし全体をながめ、最終責任の判断から指示をするという事に相なりまするならば、その指示をしたことについて、やはり責任を負わなければならないわけでありまして、そう輕々な指示はあり得ないと私は考えるのであります。もちろん判断違いということとは全然神様でありませんから、あり得ないとは考えられませんが、しかしそれにいたしましてはやはり現地の状況を聞き、それから全国の状態を見、その上でなす判断でありますから、独立後の日本といつたしましては、やはり必要最小限度に統一指示のできるところがなければ、私は治安の確保が全きを得がたいのではないかと考へておるのであります。当該の地域だけの判断でいたしましては、かえつて事を誤るという場合が、相当今後考へ得られると思うのであります。御承知のように独立以前におきましては、治安の維持は連合国が担当いたしたのでありますから、従つてそういう一々の全体的見地に立つ指示は、日本の占領政策としてなされておつたのであります。今後そういう一々の全体的な目で見た国の治安を確保するといふところが、現在なくなつてしまつたわけでありまして、私は治安の面にあります、いわゆる警察の担当する範囲におきまして、各自自治体がそれ／＼独立国のやうな形であつては、これはくつの上からいつてもちよつとおかしい。この点

は私は御承認いただけるのではないかと申すのであります。

○大泉委員 警察制度の改正も、政府の意のあるところはよくわかりますが、もう少し明確な説明と答弁を私は希望するのであります。国家も地方自治体も、結局制度行政の区分は違つておつても、目的とする治安はやはり一体である。東京都民もあるいは地方住民もやはり一つなんだ。ですから国民の代表であるいわゆる国会が総理大臣を選んで、そして総理大臣が政治上あるいは行政上、全般の責任を負うという事は当然であるのだから、総理大臣が指示あるいは命令するといふことは、一面においては国民が指示あるいは命令するのと同じであると、私は解釈しておる。これは敗戦直後の占領下において警察のいわゆる分断政策がとられた。これに対する情勢の変化からそうなつて来たのだと私は思うのであります。そこで政府において、警察行政はどうしても総理大臣が責任を持つてやらねばならぬという、かたゝ決心を持つておられるかどうか。いわゆる地方自治体があるから、ある程度は地方自治体が住民の意思でやるのだらうというやうなあいまいな考へでは、まづたつたわれ／＼は困るのであります。この点明確に聞いておきたい。

○齋藤昇政府委員 ただいまの御意見の通り、また私が申しました通り、占領中は日本の治安の責任は連合軍司令部が持つていたのであります。従つてその期間中における治安の維持の方法は、現在の機構において私はまかない得たと思ひのであります。しかしながら日本は独立いたしましたして、そうして警察の運営について、全面的に自

治体に白紙委任をしておるといふ状況では、私は国の安全な治安の維持は、建前の上からいつても、これは非常におかしい制度といわざるを得ないと思ひのであります。今日の状況から考へましても、ただ警察で扱います仕事は小さなものだらう、窃盗、詐欺といふやうなものだけでありますならばまだしもでありまして、同じ殺人にいたしまして、政治的な意図で行われる殺人、暗殺といふことが相当考へ得られると思ひのであります。日本におきましては過去に非常に例が多かつたのであります。また現に現在の情勢から考へましても、全国的な治安の攪乱がないものといふやうなことで、安易には考へておられない現在の状態だと私は考へるのであります。従ひましてさうな意味合ひから、何も総理大臣とは申しませんが、政府が統一した最高最終の責任を果せる部局を設け、その措置が講ぜられるといふこととでありませうけれども、私はあるいは言い過ぎかもしれませんが、誇張的かもしれませんが、独立した統一国のあり方としては考へられな

い。政府もその点を強く考へておる次第であります。

○大泉委員 政府が治安に対する万全の措置と責任を負うといふ建前であつたならば、私どもはもう少し積極的の飛躍して、東京都の何は国警に編入すべきではなかつたかと思ひます。東京都は日本の首都として特別な地位にある。しかも地方の自治体と比べて、住民みづから警察を維持して行くといふやうな、なごやかな気分のもとは違ふ。あまりにも規模が大き過ぎ、まるで一つの大きな国家のやうな

形態を整えている。こういう自治体と、地方の自治体を一緒に考へるといふところにまだ無理がある。むしろこれは国警に編入すべきやなかつたか、こういうふうな思ひ。これが不満であるかどうかといふことを聞くのはおかしいけれども、私どもはそう考へておる。国家公安委員もあるいは東京都公安委員も、住民なり国民なりがその議会において一定の任期をもつて任命されたのだから、社会情勢なりあるいは治安情勢が変化したからといつて、あるいは国民の意思が政党を通じて、あるいは国民の意思が変化しない。そういうところに矛盾が生じて来るのじやないか。国民の意思が変化したとき、公安委員が議会の同意を得て任命されたものであつたならば、国民の意思が変化したにわたるのだから、おれも同調しなければならぬ、新しい政府の責任において任命してもらいたい、というやうな民主的な考へ方にならばいいけれども、それがならず、やはり任期は任期でございましていつた調子のところ、どうも政府の意思と公安委員の意思と、合致しない点があるのじやないかと私は思ふ。そこで国民なり住民なりといふものは、何といつても、いつも情勢変化に対しては立ち遅れる。ところがそういう姿勢の立場にある住民と、また一方警察のごやつかいになるやうな、あるいは警察と対立するやうな人やあるいは団体といふものは、いつも行動が積極的である。だから警察としてはなか／＼やつかない存在である。よほど見通しをつけて行かなければならぬ。こういうところに警察行政の生きた一つの力と

形を整えている。こういう自治体と、地方の自治体を一緒に考へるといふところにまだ無理がある。むしろこれは国警に編入すべきやなかつたか、こういうふうな思ひ。これが不満であるかどうかといふことを聞くのはおかしいけれども、私どもはそう考へておる。国家公安委員もあるいは東京都公安委員も、住民なり国民なりがその議会において一定の任期をもつて任命されたのだから、社会情勢なりあるいは治安情勢が変化したからといつて、あるいは国民の意思が政党を通じて、あるいは国民の意思が変化しない。そういうところに矛盾が生じて来るのじやないか。国民の意思が変化したとき、公安委員が議会の同意を得て任命されたものであつたならば、国民の意思が変化したにわたるのだから、おれも同調しなければならぬ、新しい政府の責任において任命してもらいたい、というやうな民主的な考へ方にならばいいけれども、それがならず、やはり任期は任期でございましていつた調子のところ、どうも政府の意思と公安委員の意思と、合致しない点があるのじやないかと私は思ふ。そこで国民なり住民なりといふものは、何といつても、いつも情勢変化に対しては立ち遅れる。ところがそういう姿勢の立場にある住民と、また一方警察のごやつかいになるやうな、あるいは警察と対立するやうな人やあるいは団体といふものは、いつも行動が積極的である。だから警察としてはなか／＼やつかない存在である。よほど見通しをつけて行かなければならぬ。こういうところに警察行政の生きた一つの力と

形を整えている。こういう自治体と、地方の自治体を一緒に考へるといふところにまだ無理がある。むしろこれは国警に編入すべきやなかつたか、こういうふうな思ひ。これが不満であるかどうかといふことを聞くのはおかしいけれども、私どもはそう考へておる。国家公安委員もあるいは東京都公安委員も、住民なり国民なりがその議会において一定の任期をもつて任命されたのだから、社会情勢なりあるいは治安情勢が変化したからといつて、あるいは国民の意思が政党を通じて、あるいは国民の意思が変化しない。そういうところに矛盾が生じて来るのじやないか。国民の意思が変化したとき、公安委員が議会の同意を得て任命されたものであつたならば、国民の意思が変化したにわたるのだから、おれも同調しなければならぬ、新しい政府の責任において任命してもらいたい、というやうな民主的な考へ方にならばいいけれども、それがならず、やはり任期は任期でございましていつた調子のところ、どうも政府の意思と公安委員の意思と、合致しない点があるのじやないかと私は思ふ。そこで国民なり住民なりといふものは、何といつても、いつも情勢変化に対しては立ち遅れる。ところがそういう姿勢の立場にある住民と、また一方警察のごやつかいになるやうな、あるいは警察と対立するやうな人やあるいは団体といふものは、いつも行動が積極的である。だから警察としてはなか／＼やつかない存在である。よほど見通しをつけて行かなければならぬ。こういうところに警察行政の生きた一つの力と

形を整えている。こういう自治体と、地方の自治体を一緒に考へるといふところにまだ無理がある。むしろこれは国警に編入すべきやなかつたか、こういうふうな思ひ。これが不満であるかどうかといふことを聞くのはおかしいけれども、私どもはそう考へておる。国家公安委員もあるいは東京都公安委員も、住民なり国民なりがその議会において一定の任期をもつて任命されたのだから、社会情勢なりあるいは治安情勢が変化したからといつて、あるいは国民の意思が政党を通じて、あるいは国民の意思が変化しない。そういうところに矛盾が生じて来るのじやないか。国民の意思が変化したとき、公安委員が議会の同意を得て任命されたものであつたならば、国民の意思が変化したにわたるのだから、おれも同調しなければならぬ、新しい政府の責任において任命してもらいたい、というやうな民主的な考へ方にならばいいけれども、それがならず、やはり任期は任期でございましていつた調子のところ、どうも政府の意思と公安委員の意思と、合致しない点があるのじやないかと私は思ふ。そこで国民なり住民なりといふものは、何といつても、いつも情勢変化に対しては立ち遅れる。ところがそういう姿勢の立場にある住民と、また一方警察のごやつかいになるやうな、あるいは警察と対立するやうな人やあるいは団体といふものは、いつも行動が積極的である。だから警察としてはなか／＼やつかない存在である。よほど見通しをつけて行かなければならぬ。こういうところに警察行政の生きた一つの力と

形を整えている。こういう自治体と、地方の自治体を一緒に考へるといふところにまだ無理がある。むしろこれは国警に編入すべきやなかつたか、こういうふうな思ひ。これが不満であるかどうかといふことを聞くのはおかしいけれども、私どもはそう考へておる。国家公安委員もあるいは東京都公安委員も、住民なり国民なりがその議会において一定の任期をもつて任命されたのだから、社会情勢なりあるいは治安情勢が変化したからといつて、あるいは国民の意思が政党を通じて、あるいは国民の意思が変化しない。そういうところに矛盾が生じて来るのじやないか。国民の意思が変化したとき、公安委員が議会の同意を得て任命されたものであつたならば、国民の意思が変化したにわたるのだから、おれも同調しなければならぬ、新しい政府の責任において任命してもらいたい、というやうな民主的な考へ方にならばいいけれども、それがならず、やはり任期は任期でございましていつた調子のところ、どうも政府の意思と公安委員の意思と、合致しない点があるのじやないかと私は思ふ。そこで国民なり住民なりといふものは、何といつても、いつも情勢変化に対しては立ち遅れる。ところがそういう姿勢の立場にある住民と、また一方警察のごやつかいになるやうな、あるいは警察と対立するやうな人やあるいは団体といふものは、いつも行動が積極的である。だから警察としてはなか／＼やつかない存在である。よほど見通しをつけて行かなければならぬ。こういうところに警察行政の生きた一つの力と

いうものが必要になつて来る。ここにやはり警察がある程度見通し、いわゆる情勢の推移に対しては、一步これより先んずる一つの力がなければならぬといふ私は思うのであります。これに對するいわゆるしつかりした考え方をと持つておれば私はできると思う。今度の改正案に對しては、私どもなまぬぬるような感じがいたしますが、もう少しやはり警察はかくのごとくありたいという所信を承りたいと思うのであります。これで案が出てゐるのだから、案以外にはどうも説明もあるいは答弁もできませんといへば、それまでですが、私も、斎藤さんの実務に當つての所信を聞きたい。

○**齋藤(丹)政府委員**　警察組織の問題は、前々からも申しておりますように非常にむずかしい問題でありまして、ただ警察の能率という点だけから考えますならば、警察はできるだけ一本であることが望ましいことは、申し上げるまでもないのであります。ただ一面民主主義的な運営の確保、警察国家にならないための制度上の防止の方法ということも、また重要な事柄でありますので、治安の維持の面とそれらと両々あわせ考えながら、私はそのときの情勢に即した制度でなければならぬいではなからうかと、かように考えるのであります。制度は常に時とともに、やはりある程度の変化は加えられなければならぬものだと考えているのであります。

東京警視庁の問題は、これは他の外国の例を見ましても、自治体警察制度をとつておるところにおきましても、首都の警察は国の警察、あるいはその色彩の非常に強い制度がとられておる

のであります。今回の改正の際におきましても、そういう議論も内外に相当あつたのでありますが、政府がこの案に決定をいたしましたのは、警視庁の運営が政府の意図するところと、それから都の公安委員会の意図するところと一致しながら、治安の確保ができるならばそれでけっこうではなからう

か。形の上において国家地方警察にいたしませんでも、この法案にありますように、警視總監の任免について政府も責任の一端をとる、警察の治安維持上必要な事柄については指示もする、また国が考えてこの方面に費用をかけてほしいという場合に、その費用の一部も負担をするということであるなら

ば、形は自治体警察でありましても、純粹な意味における政府の考え方と一体的な運営が可能であろう、かように考えましたので、この制度を採用することにいたしましたのであります。大泉委員のおつしやいますように、警察能率という面から考えますならば、できるだけ警察は一体的に強いのが望ましいのであります。が、今回のこの改正をもちまして、まず／＼国の治安の確保がやり得るのではなくちやうか、かように考えてこの法案に決定をいたしましたような次第であります。

○河原委員長代理 午後二時から再開したすことといたしましたして、ひとまず休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後二時五十一分開議
○金光委員長 再開いたしま

・集團示威運動等の秩序保持に関する法律案、内閣提出第二三六号を議題と

して質疑に入ります。質疑を許します。鈴木幹雄君。

Ｃ（鈴木）委員　簡単に二、三の点をお伺いしたいと思います。一つは字句の問題でありますが、集団行進、集団示威運動、こう書きわけておりますが、この違い並びに意義を明瞭に示していただきたいと思ひます。

○谷口政府委員 お答え申し上げます。御質問は集団示威運動、集団行進、かように今回の法律に書きわけてあるが、その意味はいかなるものであるか、かような趣旨の御質問であつたと思うのであります。最初に集団示威運動と申しまするのは、多衆が一定の目的を持つて行う共同の行為であります。

して、公衆に対して氣勢を張るものを意味するのでございます。これに對しまして集団行進とは、多衆が一定の目的を持つて行行共同の行為である点につきましましては、集団示威運動と相違はございません。これは公衆に對して特に氣勢を張るというものではございませんで、単に一団となつて行進するという態様を意味しておるのでございます。この点が集団示威運動と集団行進との相違であります。

○鈴木(幹)委員　そうしますと、集団行進というものは、公衆に対して何ら自分の威力を示すとか氣勢を張るといふ行為ではない。一定の目的を持つて単に場所的に移動するにすぎない。こういうことになりまうと、これは又前

りといいますが、これに対して制限を加える対象にはならないのじやないかということが考えられるのであります。特にこれを取上げた理由をお伺いいたします。

○谷口政府委員　集団行進は、た

ま申し述べましたように、多衆が一定の目的を持つて行かう共同の行為で、一団となつて行進する態様のものをいうわけでありますから、ただいま御質問のありましたように、原則的に行進を平穩に行つております場合において、ただちに無条件にこれを法の取締りの対象にするということは、必ずしも適

切ではないと考えるのであります。しかしながらその集団行進というものは、場所的な条件という問題と、数的な条件という問題がございますので、いかなる場合においても、集団行進は単に一団となつて行動するにすぎないから、法の規制の対象には置かないで済むというわけのものでもないこ

とは、現実の集団行進の実情から見まして、御了承いただけることかと考えておる次第であります。

○鈴木(幹)委員 たとは会社社の従業員がリクリエーションとして、日曜日

に何といひますか郊外にピクニックをする。これは明らかに集団行進になるだろうと思うのであります。そういうのも七十二時間前に許可を受けなければならぬかという問題に、すぐ該当するわけであります。それで今谷口さん

の言われましたように、場所の問題と人数の問題で制限を加えなければならぬという場合があるというならば、そういう実例をお示し願いたいと思うのであります。

た法律におきましては、御質問の集団
行進を規律いたします場合は、一応
原則といたしまして道路、公園その他
の公共の場所における集団行進につ
きまして、規制を加えるという建前にな
っておりますが、ただいまお述べにな

りましたような意味合いにおいて、この法の対象にして規律することを常識上不適當と考えるようなもの、ないしは治安上の目的から見まして、その必要がないと思うようなものにつきましては、これは法の二条におきまして、あらかじめ除外をいたしておるのであります。それは二条の一号から六号ま

でございますが、ただいま御質疑になりましたような、会社等におきましてピクニックをするというような式のもの、四号によつてもつぱら娯楽のみの目的で行われるというようなところに、入るか考えておるのであります。その他それに類似するような場合におきまして、この一号から五号まで

にびつたり当てはまらない、しかも社会通念から見まして、この法規で取締りをするのが糧当を欠くというようなものにつきましては、最後の六号のおきまして「前各号に掲げるものの外、公安委員会が届出を要しないとして指定するもの」という包括的条項を設けて、各地方々の公安委員会が、実情に即する指定をあらかじめとり得るように、考慮いたしておるような次第であります。従いまして逆に申せ

ば、これら各号に該当しないもの、あるいは政治的な意図をもつてやる行進、あるいは政治的な意味を持ちませんでも、特に相当多数になりまして、この各号の条件に当てはまらないといふような場合はござります。一応本

法の対象をいたしまして、公安委員会に届出をしていただくようなことになると思います。

○鈴木(幹)委員　現在全国的に見ますと、あるいは市の条例なり、もしくは府県の条例なりで、この点の規制をい

たしているようでありますが、その府県の条例並びに市町村の条例でどれほど出ているか、お示しを願いたいと思ひます。今なければ後ほど資料をいただいておつけようでありますが、ちよつとお知らせを願ひたい。

○谷口政府委員 お答え申し上げます。現在各都道府県の条例ないしは市町村の条例によつて、集団示威運動等の取締法規を設けておられますものは、全国で百三十であります。うち都道府県の条例によつて設けておられますものが二十二、市の条例で設けておられますものが七十六、町の条例で規定をいたしておられますものが二十六、村の条例で規定をいたしておられますものが六、合せて百三十、かような状況でございます。

○鈴木(幹)委員 百三十の都道府県市町村に条例ができておるようでありますが、現在までに都道府県なり市町村なりで、条例が提案されて成立しなかつたというふうな該当のところがあつたら、お知らせを願ひたい。

○谷口政府委員 現在まで都道府県なりあるいは市町村の議会に条例案を提出せられて、しかもなお成立しなかつた例があるかどうか、という御質問のように関心でございますが、そういう意味合いでございますれば、現在までのところ、提案をいたしまして成立を仕なかつたという事例は聞いておりません。

○鈴木(幹)委員 そうしますと、約半数程度の府県なり市町村、町村に至りましては大部分であります。現在条例を持つておられない。これは条例なくして治安保持上において何ら支障がないと考へたゆゑに、この条例が提案を

されなかつたのであるか、また府県の議会なりあるいは市町村の議会なりがこの必要を感じなかつたのか、こういう点についてのお考えを承りたい。

○谷口政府委員 現在公安条例の制定状況が、おおむね全国の都道府県あるいは市町村の半数程度である、従つて半分以上はできておるけれども半分以上はできていない、このできていないところは、どういふ意味合いでできていないのか、という御趣旨の御質問であると考えられます。できなかつた府県市町村に、一々照会をいたしまして、制定をされなかつた理由を筋を立てて調査をいたしたことがござい

ませんので、あるいは見当が違つておるかと存じますが、われ／＼の方としては、おおむね次のような理由によつて、制定がされていらないと考へておるのであります。すなわちそれは、まず市町村について申し上げれば、その市町村を含む府県が先に条例をつくつた、従つて府県条例をもつてその市町村がおおわれるという意味から、必要がないものとして制定をしなかつた市町村が、相当多かろうと思つてお

ります。それから当該の市町村の治安の実情から見まして、そういう公安条例をもつて取締の対象が比較的少いというふうな事情から、今日まで制定せられなかつたものも若干はあろうかと考へております。しかしながらそれらのものを全部含めまして一番大きな原因は、無理につくらなくとも、いよいよの場合には取締り得る根拠があると当時考へておつたことが、制定をされなかつた一番大きな理由と私は理解いたしておるのであります。すなわち、

当時は御承知の通り占領下でありまし

て、占領法規によつて治安上の秩序が保持せられておつたわけでございまして、たゞ公安条例はございせんせんでも、い／＼の場合は御承知のワイロビー覚書であるとか、その他進駐軍の命令等によりまして、おおむね公安条例のある場合と同様な取締りがなし得るというふうな事態が、全国的にございまして、その結果特に独自の制定を急ぐ必要のないという地域においても、その最後の法規をうしろだてにいたしまして、安心ができるというふうな点から、積極的につくられなかつたもの、かように理解をいたしておる次第であります。

○鈴木(幹)委員 今の御説明は私はあまり納得ができませんのであります。頼むべからざるものを頼み、相手にすべからざるものを相手にして、もし必要ならば当然なされるべきではない立法を意つた、ごういふことになるのではなかつたかと思ひます。占領の終りま

したこの機会に、こういう国家の法律をもつて制定しようという御趣旨はわかるのでありますけれども、全国的に見まして、今まで二十二の府県、約百有余の市町村、これはおそろしく治安上相当重要なところ、その対象ありとしたところだと思ひますが、それ／＼条例を出しておるというふうな場合において、しかも今日国家の法律をもつてしなければならぬというふうなことに

なす、これは積極的な理由が多分になければならぬと思ひます。その前に伺ひたいのは、終戦後におきまして言論、結社、集会の自由が認められますと同時に、集団示威運動取締るといふか、規制をするという必要が一

面においてあるということ、これは当然だろふと思ひますが、これを自治体の条例にゆだねて、国家として考へなかつたという理由はどこにあつたかということ、まずお聞きをいたしたいと思ひます。

○谷口政府委員 終戦後の治安事情から見て、集団示威運動、集団行進、あるいは屋外の集会について取締りをすべき必要性はあつたと思ひますが、これが特に国の法律をもつて制定せられずして、地方の条例で制定せられた理由は、いかなる理由によるかという御質問であつたと思ひますが、終戦直後においては日本のすべての従来の制度が一応かわり、政治の面、経済の面、あ

らゆる面について新しい制度が打立てられたわけでありまして、社会運動あるいは労働運動というふうな方面においても、非常な民主的な考え方に基づく積極的な勧奨が行われ、そういう方面の動きが非常に活発になつたのであります。その進むところは遂に社会治安の上から見まして、限度を越えるというふうな実情も出て参りまして、いろ

いろと取締りをしなければならぬというふうな考え方が出て参つたわけでありまして、その場合一応各地方々々の事情に即応してこれを取締つて行くというのが、当時の実情としては適切であるという判断がなされた結果、府県あるいは市町村の条例によつて、規制をいたして行くというふうなことに相なつたのであります。当時としても

一応全国一本の法律でもつてやつて行くという議論が行われたこともあるようでありまして、各地方々々の実情からまず踏み上げて行くことが妥当であると考へられました結果、さうな結論になつたと思ひます。

○鈴木(幹)委員 私はあのときにすでに法律でもつてやるべきだつたと思ひます。それが地方事情の異なるに従つて、取締りの段階をつけるといういふか、規制の方法、程度を考へる、こういう趣旨で条例にまかされたというわけであらうと思ひます。現在約半数の府県が条例を持つておりますが、一応治安的に見ますと、むしろ問題が起されたところは、条例があるところじやないかと私は思ひます。それを今回こういう法律案を提出するといふのにつきましては、特別の理由があるかといふことをまずお尋ねをいたしたい。

○谷口政府委員 大体半分以上できておるにすぎなかつた過去の事情であり、しかも取締りあるいは事態の起つた事例等も、その半分近くは条例を制定した地域に多かつた。それで大体やつて来た。それを今回残りの半分をおおひ一本の法律でこれを制定するといふのは、何か新しい理由があるのか、じやないかという御趣旨の御質問と考へるのではありませんが、この点は先ほども触れましたように、確かに公安条例を制定いたしております府県市町村は半分程度でありますけれども、残りのところがなかつたといふことは、集団示威運動、行進あるいは屋外集会におきまして、不法越規の行動があり、治安上考慮を仕なくてはならぬという事態があります場合に於いて、その五十のところは放任してあつた、

こういうことではなかつたのであります。その当時といたしまして、先ほど申し述べた通り、進駐軍の命令あるいは覚書によるもの、あるいはメモランダムによるもの等によつて取締りができ得たのであります。現に公安条

例が制定せられない地域において、ウイロー賞等によつて取締りをいたしました過去の事例も、相当多数あるものであります。これが昭和二十七年四月二十八日午後十時半をもちまして、一応独立をいたしました結果は、進駐軍の命令によります法規関係は一応その基礎を失つて参ります。さういふたしますと、名実ともに条例のできていない五十の部分につきましては、取締りができ得ない、かような実情に相なつておりますので、この際その全部をカバーする意味合いにおいて、今回の法規を制定いたすのでございまして、逆に申せば治安上特に講和後特殊なものをねらつてこの法規を制定する、さうな意味合いのものは全然ございせん。

○鈴木(幹)委員 一応この問題を打ち切ります。二、三の技術的な点をお伺いいたします。集會、集団行進、集団示威運動をするときには、公安委員会の許可を受けなければならぬ、こういうことになつておるわけでありまして、たとえば公安委員会が二以上にまたがる地域にわたつてするといふような場合においては、二つの公安委員会ないしは三つ、複数以上の公安委員会のそれらの許可を受けなければならぬものであるか。この点はどういふようにお考えになつておりますか。

○谷口政府委員 この点はお断りするまでもございせんが、今度の法案におきましては集団示威運動、行進、屋外集會等の公安委員会に対する認可を規定した事項はございせん。一応届出でよろしい、かようになつております。これは届出という前提で御質問いただいたことと考へましてお答え申し上げます。

上げますが、二以上の公安委員会の管轄区域にわたるような届出につきましては、それはその部数だけ届出書をつくつていただくことになるのであります。但し、現実にお届を願うところは、当該の集団示威運動等を実施しようとする場所を管轄いたしてあります警察署に、お届をいただければよろしい。それが二つにまたがれば、そのどちらへお届いただいてもよろしい。数だけは該当する分をつくつていただきますが、お届は、そのどちらへお届いただいても構いません、かような建前に相なつておるのであります。

○鈴木(幹)委員 最後の一つお伺いたしますが、政治集會との関係であります。これは非常にむずかしい問題であらうと思ひますが、政治集會は一切届出をこれからしなければならぬ、ただ公職選挙法の選挙運動中における政治集會につきましては、例外規定をいたしまして該当をしない、こういうことになるのであらうと思ひます。この点につきましては、演説會、集會、すべての問題がこれに含まれて来るであらうと思ひますが、このことにつきましては、今後一律的にこういふ問題を届け出すといふことにつきまして、当局として不穩当であるとか、あるいは行き過ぎであるとかいふようなお考えはお持ちにならぬであらうでしょうか。その点をひとつ……

○谷口政府委員 先ほど来申し上げますように、今回の法規におきまして、集団示威運動、集団行進あるいは屋外集會につきましては、一応公安委員会に届を出していただくことになつておりますが、その場合におきまして、この秩序保持の法律の目的、精神

にかんがみまして、届出をさせることが適當を欠くといふものにつきます。は、あらかじめこれを除外いたしておりますし、しかもその除外のうちの最後に、「前各号に掲げるものの外、公安委員会が届出を要しないとして指定するもの」というところに、非常に広い包括的な認定を公安委員会にやつております。この場合に、この公安委員会の指定の方針をいたしましては、でき得る限り実情に即する広い指定をせしむるような方向で考えておりますので、これらのものを除外いたしたる限り、今御指摘になりましたような意味の非常識な問題は、万々起り得ないかと考えておるのであります。但し御質問にありましたように、公職選挙法による選挙運動として行われるもの、かように書き上げても、公職選挙法による選挙運動として行われるものであるかどうか、という認定問題につきましては、いろいろデリケートな問題が生ずるかと考へますが、さうな場合の認定につきましては、あくまで社会通念に基いた良識のある認定をいたしますように、一同に通達を出していただきます。十分にその点非常識のないように運用をいたして行きたい、かように考えておる次第であります。

○鈴木(幹)委員 最後に第二条の第六号によりまして、公安委員会に届出を要しないとして指定するものに該当をいたします事項が、現在予定されておるかどうか。もし予定をされておるならば、この際お示しを願ひたい。

○谷口政府委員 いろいろとあらうと考へますが、現在予定をいたしておりますものを例示的に申し上げます。

るならば、消防団がその職務として行行進、集會といふようなものは除外してもいいのじやないか。またいろいろ宗教的な団体の関係者、キリスト教徒あるいは日蓮宗の信徒といふような連中が街頭で伝道したり、あるいはたいこを鳴らして行く行進といふようなものも、公安委員会が除外指定をしてさしつかえないものじやないか。また神社、仏閣の例祭におきます神主あるいは氏子、また僧侶、信者等が集団で行進するといふようなことも支障がないのではないか。それから学校当局が主宰して構内で行われる集団示威運動等につきましても、除外しても支障がないのではないか。それから学校当局以外のもので主催をいたします場合においても、それが学校の構内であり、かつ学校当局が承認をいたすものにつきましては、これまた除外しても支障がないと考へております。それから最後に、地方のそれらの実情によりまして、一定の人数を切りまして、その人数以下のものについては届出をしなくてもいいといふような、人数の切り方によつて適用外にするという場合もあらうかと考へておる次第であります。

○門司委員 時間の関係もありますので、きわめて簡単に二、三の点だけ聞いておきたいと思ひます。先ほどの御答弁、さらに参考の書類によりまして、現在どのくらいの自治体に公安条例がしかれておるかがわかるのでありますが、問題は、集団示威運動とこの法律に書いてありますが、この法律の示しております集団示威運動といふのは、いかなるものをさして言うのかということが、明確になつて

いないのであります。そしてわずかに二条に、こゝういふものはこの法律の適用の外であるといふことだけ書いてある、それなら一体適用を受ける範囲はどのくらいであるかということが、明確になつておきたい。私はその範囲を一応聞いておきたい。あるいは集団といふのはどのくらいの規模であるのかといふことについて、当局にお考へがあるなら、この際お話を願つておきたいと思ひます。

○野田説明員 集団示威運動の定義について御質問がございましたので、御説明申し上げます。多衆が一定の目的をもつて行く共同の行為で、公衆に対して氣勢を張るものを、集団示威運動といふふうに解しておるのであります。それから集団行進とは、同様に多衆が一定の目的をもつて行く共同の行為で、徒歩または車馬、舟艇等で一同となつて行進することを言う。屋外集會は、多衆が一定の目的をもつて行く共同の行為で、屋外一定の場所に集して一定の行為をなすことを言う。このように解しておるのであります。

○門司委員 今の御説明だけでは私にはわからぬのであります。今御説明のありましたようなことが一体この中に書かれておるかどうか。およそ法律の解釈から申し上げますならば、その法律の目的と、その法律の持つ最も重要な面、いわゆる定義づけられた面が、はっきりどこかに書かれていなければならぬ。従つて今お話がありましたように、具体的に申しますと、たとえば単なる集団と言つておきますが、集団は一体何を言うかといふことであります。二人おつても集団であるのか、三

人おつても集団であるのか、三

人おつても集団であるのか、この限界は非常にむずかしいのであります。同一の目的を持つものだと言つておられますが、これも解釈は非常にむずかしいのであります。従つて法を運用いたしまする人によつておの／＼解釈が違ふと思う。同時にまた、その運営をいたしますものの目的によつてもおの／＼から違つて来ると思ひます。たとへば先ほどお話のありましたように、一応だれが見ても集団的なものであつても、その目的自体は何も公衆に危害を及ぼすものでない場合もあるでしょうし、あるいは比較的小規模のものであつても、公安を害するような事態に立ち至る一つの目的を持つてやつていゝものとの限界は、非常にむずかしいと思ふ。従つて、私が聞いておりますのは、大体どのくらいの範囲をこの中に考えられてゐるかということでありま

す。これは法を運用する人の非常にむずかしい問題でありまして、往々にして間違ひが起りますので、このことについてもう少し詳しく御説明願ひたい。

ついででありますからさらに聞いておきたいと思ひますことは、届出制でありまして何でありまして、届出を要しないと思はれるような小さな団体の行動でありまして、それが同一の目的を持つて各所で行われます場合に於いては、それは相当大きなものになります。そしてそれが一定の場所に集合するということになりますと、より大きな数字が出て参るのであります。そういう場合には、必ずしも法の運営の間で取締りをしなくてもよい。よく言われております三々五々というような形で集まつて来るものについて

は、なか／＼制約がしたいのであります。そういうものについて定義づけ、ある程度はつきりしたものがなければならぬと思ふが、この法律の集団の意味はどの程度をさしておられるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 門司委員のお尋ねは、まことにむづかしいのでございませう。実はこの法案をつくりまします際に、集団示威運動あるいは集団行進、屋外集会、それ／＼定義をここで書こうかという話もあつたのであります。ところがここに書きまされなうのは、大体集団示威運動、集団行進、これはもう社会通念でできまておるのではないのか。しかも初めて法律化するならば必要だけれども、すでに府県あるいは市町村で相当たくさんその条例も設け、また運用もやつてゐる。もうすでに習熟され、わかつておるのに、いかにも学者らしい定義をここに書いてみたところで、そう大した何はない。むしろ定義を書くことによつて、今現実にこの条例をつくらせておるものと

へ、集団示威運動とは何ぞや、集団行進とは何ぞやという問題も起さずに、社会常識でうまく運用されてゐるものを、ここに事新しく定義づけると、その定義にとらわれて、この定義に入るものはすべてそうだとしようとなつて、かえつて運営上おもしろくない結果を来すかもしれない、こういう見地から定義は書かなかつたのであります。しいて定義はどうかと聞かれますと、ただいま課長から申し述べましたような定義に相なるわけでありま

す。そこで集団とかあるいは多衆というの、一体どのくらいの人数であるかというお尋ねであります。これもその当該地方の社会的な通念でできまて行くしか、しかたがないのではなからうか。しいて言へばまあ数十人、数十人といつたつて、これもさつぱりわからない。五十人以上ならば集団にならぬのか、五十人を一人越えたらなるのか。そこらはやつぱり社会常識でできまて行くのがいいのではなからうか。しかもそれも運営に相当習熟しておるのではないかと云ふうな観点から、定義を書かなかつた次第であります。この点をひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○門司委員 定義の問題については、さつきも申し上げましたように、この法律を審議いたします上におきまして、非常にこれは欠けた一つの問題でありまして、われ／＼はこの法律を審議いたします場合に、定義がわからぬで、ただ集まつたものを取締るのだというだけでは、なか／＼審議がしにくいと思ひます。

さらに聞いておきたいと思ひますことは、警察法の二条に、「公共の秩序の維持」ということがあります。従つてこの公共の秩序の維持というところ、この集団示威運動の取締りということとの、この二つの関連であります。が、警察法に言う公共の秩序の維持というものは、私はやはりこういうした社会公衆一般に及ぼす影響をさしておる。この中に私は当然こういうものが含まれてゐるのじやないかというように考へられるのであります。従つてこれは法の拡張解釈といへば拡張解釈であります。が、実際の警察法の二条の一に書いてありますことが当てはまるのであつて、この警察法があれば、あ

らためて集団示威運動に対するこういう取締りの法律は、いらぬのじやないかというように考へておりますが、この辺の解釈はどういうことですか。

○齋藤(男)政府委員 警察法二条にある「公共の秩序の維持」の中に、当然これは入ると考へております。警察の職責の一つとして、公共の秩序の維持をするわけでありまうが、しかしその公共の秩序を維持する仕方法律その他において明示をしなければ、権利の制限にわたつたり、そういうことができませんので、従つて届出をさせたり、あるいは凶器を持つて集まつて来ることを禁止したり、それに違反するものを処罰したりするのには、やはりこういう法律がなければやれないと私も考へます。

○門司委員 この法律の中にありまする、たとえば今のお話にありました凶器その他を持つて来るようなものといふのは、これもやはり警察法の一一条に、はつきり書いてあります。他人の生命あるいは財産を傷つけるような予備行為をするものについては、当然私は警察法で取締れると思ふ。さらにそれらの予備行為等につきましては、軽犯罪法でもいと思ひます。さらにもう少し詳しく言へば、警察官職務執行法の中にそれがちゃんと書いてある。従つて集団示威運動のためにのみこれを持つて来るということは、この法律自体が少し行き過ぎではないか。警察法の範囲で私は十分こういうものは取締り得るといふこと、これが集団であろうとなかろうと、示威運動であろうとなかろうと、人を傷つけるような凶器を持つてゐるものについては、事前にちゃんとこれを、現在でも警察

の職務執行に対する専門を行つておりますし、またそういうものを持つて歩いては悪いということ、ちやんと警察法に書いてあります。私はそれで十分取締れるのじやないかというふう

に思ひますが、やはりこういう法律がなければそれが取締れないというふうにお考えになつておるかどうか。

○齋藤(男)政府委員 警察法の二条の範囲内で、警察官は何でもできるといふことではあります。われ／＼非常にありがたいのですけれども、御承知のようにそれはとてもできませんので、権利の制限にわたるような事柄は、それそれ法律に明記がなければできないわけでありまう。お尋ねの凶器にいたしましても、銃砲でありまするならば、銃砲所持禁止令によりまして違法になりますけれども、そうでない、目づぶしを持つて歩く、あるいは竹やりを隠して持つて行く、竹やりを公然持つて行くというだけでは、取締りができないのであります。凶器も、凶器を隠して持つて行くものは軽犯罪法に触れますけれども、これを公然と持つて歩いておるといふようなことは、取締りができないわけでありまう。警察官等職務執行法によりまして、そこで何らかの犯罪がまきに行われようとするときには、これは制止はできますけれども、しかし職務執行法では、この法律の目的としておる程度の事柄は、やり得ないのであります。

○門司委員 私は今の長官の答弁の仕方はおかしいと思ふ。隠し持つておるものは処罰するけれども、公然と持つておるものはどうしようもないといふことはおかしい。隠し持つておるものは処罰できるが、公然と持つて来れば

処罰できない、抜き身で持つては取締りができないというくつには、私はならぬと思う。それは当然取締ることができると思うが、それは一応この程度にしておきまして、その次の七十二時間という時間を限られたということでありまして、これはどういう根拠でこれを限られておるか。これだけをひとつ聞いておきたいと思ふ。

○柏村政府委員 この法律案の規定にもございまして、届出によつて自由に実施ができるわけでございますが、これに対する遵守事項の命令でありますとか、あるいは届出が不備な場合に、これに補正を命ずるというふうな手続も、必要と相なる場合があるわけでございます。どうしてもそういうことについて万全を期しますために、七十二時間程度の余裕が必要だと考へるのであります。現に地方においてつくられております公安条例を見ましても、百三十の条例のうち百二十二が七十二時間、最も長いのは九十六時間というふうなわけでありまして、この辺が適当な時間的制限だろつと考へておるわけでありまして、

○門司委員 今の御答弁であります、なるほど九十時間前、あるいは七十二時間前というのは、かつて進駐軍の司令官がそういう通牒を出したことがあります。それが大進駐軍の占領いたしておりました間において、各自治体の条例の中に私はそのまゝ入つておると思ふので、これは私は大した根拠はないと思ふ。しかしそういう御答弁であれば、それで一応いいと思ふますが、もしそういうことになつて

て参りますと、具体的の実例といったしまして、たとえばストライキをやるというふうな場合に、あらかじめ通知し、あらかじめ告示はいたしておきましても、一定の場所に集合したものが、他に移動しなければならぬというふうなことが起つた場合に、歩くのは七十二時間前に届出をしようとして、届出のしようがないのであります。そういう場合にも、具体的なものとして、移動するということは禁じられておるかどうか。

○柏村政府委員 一定の集団示威運動なり集団行進なりが、それ自体一定の目的を持つて行つた共同の行為である場合について、この条例の対象に相なるのであります。たとえばある寄宿舍から他の寄宿舍に行進するというようなことが、これに当るといふように考へておらないのであります。

○門司委員 そういたしますと、問題はこの示威という問題の解釈であります。一示威とは何を意味するかといふことでもあります。大勢のものが歩くといふことも、さつきのお話のようになつて、一つの目的のために歩くのでなければいふことになつて参ります。と、一示威運動といふものの解釈をどうすべきか、どうこれを解釈していいかといふことでもあります。実際の問題として、今のお話のようにこの示威運動は目的を持たないものであるといふことになつておりますが、私は目的を持たないのとは一つもないと思ふ。いずれどこかへ移動するにいたしまして、一つの目的を持つております。しかしそれは示威運動ではないから、ただ部隊が動いただけだといふこの解釈は、私は非常にむづかしいと思

う。従つて七十二時間前というふうなことになる参りますと、実質上の移動その他はなほ困難ではないか。これは解釈の問題でありますから、弾圧しようと思へば、どうにでも弾圧の糸口が必ず出て来ると思ふ。不必要な弾圧をすれば、それはやはり問題をより大きくする原因になると思ふ。従つて私は、この七十二時間前ということにきめられたのでは、なか／＼というふうな動きにくいと思ふ。従来非常にやかましかつた、たとえば治安維持法時代におきまして、屋内集会に對しましては、大体三時間前に届けなければならぬのであります。屋外におきましても、六時間か八時間前に届けなければならぬのであります。今のうちに労働組合という制度があつたり、あるいは法的な根拠を持つものがなくて、まづた合法運動の運動でなくて、いふゆる非合法のすべての運動が行われておりましたときの取締りでも、屋内においては、わずかに三時間前くらいに届出をすればよい。屋外においても六時間か八時間であつた。このくらいで大体やられておつたと思ふ。ところが、今日のように一つの行動をいたそうといふと、当然それは労働組合である場合に法的な根拠を持つ一つの運動である。あるいはその他の政党にいたしまして、今日はやはり規正令といふものになつてはおのづから届出をするようにできておる。非合法時代でもさつき申しましたようなことで、時間的な余裕といふものは大体了解のできる範囲で――だしぬけにやつては困りますが、大体了解のできる範囲で集会の方法が考へられる。そして大

体取締りが行われておつた。ところがこの場合は集団をしたり、示威運動をしたりする方のことはちつとも考へないで、ただ取締る方だけ考へる法律をこしらへると、かつての治安維持法時代の取締りよりはつと悪くなつていふと思ふますが、この点は一体どういふふうにお考へになつておりますか。

○柏村政府委員 先ほども申し上げましたように、たとえば届出の内容を補正した場合は、そのした行為をする人に対して徹底するというだけの時間のゆとりをもちまして、補正の命令をしなればならぬといふこともありまして、たとえば第五条におきまして、補正を命ずる場合は、二十四時間前までに補正を命ずるというふうな規定にいたしておるわけでありまして、こういうことをいたすために、私ももしました。七十二時間という時間は必要であらうといふふうにお考へておるわけでございます。

○門司委員 私はもうそれ以上は考へ方の相違でありますから質問いたしません。七十二時間前といふことがどこまでも二十四時間以内、あるいは以前に補正をしなければならぬ、こゝういふことではありますが、私は補正をするといふこと自体が、実はいかかと考へるのであります。今日の公安委員会にこれを届け出て、そしてこれが許可になるとかあるいはならないかといふようなことについては、これによりますと届出制だといふことになつておりますが、実際二十四時間前までにこれに補正をする必要があるから、従つて、七十二時間前でなければならぬ

といふことと関連して申し上げて参りますと、実際は届出制ではなくして、事実上はちゃんと許可制になつておる。といひますのは、たとえば何らの通知がなくとも、二十四時間前までは、それが一体よいのか悪いのかといふことを待たなければならぬ。従つて七十二時間という時間は、一応届出制であります。この七十二時間から二十四時間を引いた時間の間は許可制になつておる。補正があるかないかといふことは、二十四時間前まではわかりませんし、自分たちが届け出たそのことが、そのまゝ許可になるかどうかといふことは、二十四時間前にはわからぬといふことになつて参りますと、当然これは一つの許可制であつて届出制ではない。これは一体どこまでも届出制だといふことにお考へになつておるか、これは届け出たものは許可するといふお考へでありますか。

○柏村政府委員 この法案はあくまでも届出制でありまして、ただいま申し上げましたような補正の命令にいたしては、十分の限定をいたしておるわけでありまして、遵守事項を命じないといふ場合においては、もちろん届出の通り実施されるわけでありまして、遵守事項を命ずる場合におきまして、その集団示威運動等を行うといふことについて、これを許可制にかへるといふようなことはないわけでございます。許可制とはまったく違つた性格のものであると考へております。

○門司委員 もし許可制でなくして届出制であるとするならば、集団あるいは示威運動を行いますものについては、一定の制限があつて、そして大体この範囲なら集会をしても、あるい

は示威運動を行つてもさしつかえがないであらうというようなことは、あらかじめ私は書けると思う。それにあらかじめこの法律をこしらえるときに、指示したものに触れているものについて、これは当然そういうものの取消しを命ずるということが私はできると思う。従つてこういうものは七十二時間とかつて検討しなければならぬほどの問題ではないと私は思う。むしろ私もから考えれば、許可制でやるとしますならば、許可の条件というものの、あるいはこういう何らかの補正をしなければならぬというやうな条件を明示してさしおけば、何もそれに反して私は届出をする人はないと思う。これで十分やれる。どうしてもこれはやはり補正という名のもとに、許可をしなければならぬやうなことになる。これは事実上の許可であります。あなたの方では補正という言葉を使つておられますが、事実上の許可でありまして、この補正に従わなかつたから許可しなかつたということには、結論的にはならないのであります。許可という文字を使わないで、ただ補正という文字を使つてゐるから、これは許可制でないのだというくつにはならぬと私は思う。もし補正せられたことについて、これに従わなかつたら、この運動はどうなりますか。

○柏村政府委員 第五条にも明記いたしておきますように「公安委員会、集回示威運動等の届出が左の各号の一に該当するときは、届書に記載されている集回示威運動等の開始日時、二十四時間前までに、その主催者に対し、時間を定めてその時間内に届出を補正することを命ずることができる」とい

うことにしまして、その第一に「第三条第一項に規定する要件の一部を具備しないとき」、第二は「当該集回示威運動等の主催者のうちに十六歳に満たない者又は禁治産者があるとき」、この二つに限つてゐるわけですね。第一の「第三条第一項に規定する要件」と申しますのは第三条を「ら願えば明瞭であります。第一が「当該集回示威運動等の名称、種別及び目的」、第二が「主催者の住居、氏名及び年齢」、第三が「この法律の規定による公安委員会の送達を受領すべき者の住居、氏名及び年齢並びにこれらの送達を受領すべき場所」第四が「当該集回示威運動等をする実施場所において統制指揮すべき者の住居、氏名及び年齢」、第五が「開始及び終了の日時」、第六が「実施場所及びその略図」、第七が「参加団体の名称及びその主たる事務所の所在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年齢」、第八が「参加予定人員数及びその参加団体別内訳」ということになつておるわけでありまして、ただいま門司委員のお話のように、こういう一定のものを用意しない場合は、それは取消してもよいではないかということでは、あまりに集回示威運動等——不用意にこの要件を具備しないという場合に、これが届出されなかつたという場合であつては、かえつてその自由を伸張するゆゑでないかという点から申しまして、必要な要件を具備するように補正を命ずるというものでありまして、むしろ補正を命ずることは、円滑にこれが実施できるようにするという趣旨なのであります。その点は御了承を願ひたいと存するのであります。

○門司委員 非常に巧妙な答弁であります。が、もしそれはどの親切があるならば、ここにちゃんと書いてありますから、届主が持つて行つたときわかるのであります。四十時間も六十時間も——これによりますと七十何時間となつておりますが、そんなに公安委員会でも考えなくてもここにちゃんと書いてあるであつて、この条項に当てはまつてゐるかないかということ、これは、受付けたときに私はわかると思ひます。そうすると何もこんな七十二時間という長い時間はいらぬと思ひます。これは日本の官僚の一番悪いところだと思ひますが、それはどの親切さがあるならば、持つて来たときに第三条の「項の要件を具備しているかどうか、その中に十六歳以下の者がいるかないか」ということはわかっていると思ひます。そのときに処置してやれば何も七十二時間以前に持つて行かなくてもいいと思ひます。それを具備しているかどうか調査するのには、公安委員会は五十何時間もかかりませんか。四十八時間、二昼夜もかかりませんか。そんなにかからなければ、公安委員会というものは第三条の一項に規定されていることを具備しているかどうかということについて、書類に目を通せばいいのですか。私は今のやうなむしろ親切さがある御答弁ならば、ちゃんとこういう事項について受付けたときにわかるはずだと思ひます。何も法律にきめなくても、ここが不備だからこういうふうに直しなさい、それでいい。何も事新しく二十四時間前に補正を命ずることができるといふやうな、むしろ文章を使う必要は毛頭ないと思ひます。この補正ができるといふ文字を使うの中には、私

は明らかに許可制というものが含まれてゐると思ひます。書類を出して四十八時間まではこのままでいいの、悪いのか、こちらはわからないのです。こういう点は私が考えますと、さつき申し上げましたようにこの条文はいいなと思ひます。前に制限の規定がちゃんとありますので、その規定に当てはまつてゐるかないかということ、は、書類を受付けたとき、届出したときすぐわかるのです。従つてこの規定は私は不必要であると思ひます。それでも四十八時間なければ、その審査がでないというふうにお考えになつてゐるのかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 実はこの点も非常に重要な点でありまして、立案の際にも七十二時間は——今日の各市町村あるいは府県の条例の大部分は七十二時間以上であります。これをもう少し短かくしたらどうだろうか。たとえば四十八時間にしてみてもどうかというので、相当審議をいたしましたのであります。結論をいたしましては、現在の条例は、屋内集会までほとんど含めておるわけでありまして、今度は屋内集会は全然はずしてしまひまして、街頭行進と屋外集会だけにほとんど限定をいたしました。従つて今まで届出あるいは許可の手續をとらなければならなかつたものも、数からいへば、もう大部分この法案からははずれてしまふということにも相なります。それからまた示威運動、示威行進につきましまして、最近非常に大きな計画のものがありまして、これはやはり事前に届け出をもらひ、それについてあるいは場合によれば、その集会の場所でありまして、あるいは行進する順路でありま

すとか、これについていろいろ話し合ひをして、そして変更をしてもらうというやうな場合も相当あります。ので、できるだけ事前に主催団体と話をして、よく行方には、これくらい時間がありませんと、ただ許可があるいはこれを認めないかというのであります。すれば、一時間あつても、これは不許可だといつて、ほんととはねられましかれども、そうでなしに、できるだけ手を尽して、秩序を保持しながら集回示威運動もやれるやうにしようのには、お互いにそういう折衝のひまも必要であります。自治体警察の大きなところの事情もいろいろ聞き合せましたところ、どうしても七十二時間は置いてもらはないと、実際仕事をやる上において、不便が非常に多いという声が圧倒的でありましたので、この七十二時間という現在他の市町村で大多数とつておりまする制度を、踏襲したものであります。繰返して申しますと、これで屋内集会は全部はずれますので、実際問題といたしましては、そう大した件数はこのために御不便はかけないのではなからうかと、考えておるのであります。なおまた屋外の集会、行進であります。さしつかえはないものは、先ほど他の政府委員から御説明いたしましたように、府県の公安委員会の規定で、届出をやらなくてよろしいというやうに、除外のできるやうになつておりますので、これでまず大體合理的な運営ができるのではなからうか、かように考えて、立案をいたした次第であります。

○門司委員 私の質問はこれでちょうど時間が来ますので、これ以上きよう

はお聞きをいたしません、この法律ができて参りますと、今まであります全体の条例は、全部この法律の実施と同時に大体なくなると私は解釈しておりますが、その通りでよろしゅうございませうか。

○柏村政府委員 たいだいまの御質問の点は、附則の三項にございまするよう、この法律の施行前に施行されていた集団示威運動等の実施に関する条例は、その効力を失うことになるわけでありませう。

○門司委員 そうすると、字句にこだわらるわけではありませんが、この法律には集団示威運動の実施、こう書いてありますが、大体各地のものはこういう文字を使つておりません。大体公安条例というよりな形で出ておりますので、これは法律を改訂いたします場合には、やはり字句はある程度私は合せておいた方がいいのではないかと考えるのでありますが、それと同時に、公安条例が出ております内容の中には、やはり屋内集会までもこの公安条例の中で実施取締つております。届出ということが書いてあります。この法律では、さつき再三お話のように、屋内集会というものは除いてあります。従つてこの法律の末尾にありますが、実際に当てはまる字句を使う、あるいはこれをもう少し詳しく書いて、そうして都道府県並びに市町村で今行つてゐる条例についてこれを改訂し、効力を失うという、もう少し法律の体裁として、明確化しておいた方がよくはないかというふうに考えておりますが、この点については、これで大体状況は

さしつかえないというふうにお考えになつておりますか。

○柏村政府委員 たとえば東京都の条例におきましても、正式の名前は集団行進及び集団示威運動に関する条例というふうなことで、通称公安条例、こゝういつておるわけでありませう。この三項に規定いたしておりますのも、実質的に集団示威運動等の実施に関する条例というふうにしてしまつて、名称をこゝうたつたというわけではありませうので、御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 きようは非常に歴史的な日でありまして、五月三十日、公安条例の恨みの日なんです。きようは、三年前に公安条例ができました日、橋本金二君が警察官の虐殺にあつた日なんです、まことにこれは歴史的な日なんです、そのときにこの公安条例の全国的な統一な法案を出したことになる、こゝうことは、まことに皮肉だと思ひます。かもしようは、聞くところによりますと、東京都が警察の動員をやつておりました、交通遮断を随所に行つておりました。官庁でも大分早時退庁をやらしたようです。そういうふうな今日とはまことに歴史的にも意義のある日だし、本日だいまの状態を見ましても、公安条例がそういう形で発動されておる。きのうから本日の五・三〇記念の集会は全部禁止されておる。出して参ります規定なんだといふことを言つておる。きようは、現実にはきようの集会等を、公安条例で全面的にきよから禁止しておる。暴力があつたかなかつたか、きよの会合を見なければわかりませう。それをきのうから禁止しておりますので、それは暴力を禁止することになら

ないと思ひますが、何の法的根拠できよの集会を禁止されたか。その根拠を明らかにしてもらひたい。

○齋藤(昇)政府委員 現在都の公安条例が生きておりますから、その条例によつて不許可にいたしておる、かように私は承知いたしております。

○立花委員 東京都の公安条例のどの項によつてやつたのですか。

○齋藤(昇)政府委員 公安条例の第三条です。

○立花委員 第三条のどの規定に該当するのですか。

○齋藤(昇)政府委員 第三条の「集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼす」と明らかに認められる場合」といふので許可をしなかつたのだと思ひます。

○立花委員 「直接危険を及ぼす」と明らかに認められる」といふ例を、ひとつあげていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 これは東京都の特別区の公安委員会がきよな措置をしたと考へますので、私は責任を持つては申せませんが、われ／＼の判断をいたしますところでは、きよは、いわゆる五・三〇デーと称しまして、相当不穏な様相がうかがわれるのであります。しかも今日集会を行うと届け出られたものは、ほとんど全部が五時半あるいは六時から夜の十時という、日暮れから夜間にかけての集会でありまして、停車場の附近とか公衆のたくさん集まります場所であります。こゝういつた時間における、またこゝういつた場所、日における集会は、秩序を乱すおそれが多分にある、かように認定を

したものだと思ひ考へます。

○立花委員 五時から十時までやつた秩序を害するといふことはどこから出て来ませんので、そういうことで禁止されては、公安条例は明らかに憲法違反であるといわざるを得ないと思ひます。また五月三十日にやる集会だから、これは公安を害するから禁止しなければならぬといふことは、どこからも出て来ない。そういうような時間が悪いから、日が悪いから集会は禁止するといふようなばかんなことがあつていいの。また労働者の状態から申しまして、労働者は夕方まで工場で働いておるのは当然なんだ。従つて工場がひけましてから集会を持つのはやむを得ないと思ひます。これを単に時間が五時半から十時になつてゐるから危険だ、五月三十日にやるから危険なんだといふことでは納得できません、明らかにこれは弾圧なんです。こゝういふことをこゝでぬけ／＼とおあげになることから見ても、私もはあなたの方のやことを弾圧と断ぜざるを得ない。何でそんなことが禁止の条件になるのか。

○齋藤(昇)政府委員 過去のい／＼な歴史、それから過去に行われました事柄等から考へまして、五月三十日の薄暮から、屋外の公衆のたくさん集まるところで集会がやられるといふことは、秩序保持上きよめて危険である、かように東京都の公安委員会が認定いたしましたことは、私は職責上当然であると思ひます。

○立花委員 ばかんなことを言つては困る。現在届け出て三十日になつてやる会合を、過去にこゝういふことがあつたから禁止するのだ、そういう公安条例の趣旨ですか。それなら何のための届

出なんだ。そんなばかんなことがあつていいものか。過去にこゝういふことがあつたから、おそろく今度もあるだろうといふ推定のもとに、東京都の公安委員会は禁止したのだ。それを君は正しいと思ひか。そういう考へ方でいいのかどうか。それだつたらこゝういふこゝういふ規定をつくつて届出をやる必要はないじやないか。根本的にはそうじやないの。過去にあつたから禁止するのだと言ひが、さいせんあなた

は東京都の公安条例の条文をお引きに

なつて、直接の危険を及ぼすと思へる明らか事実を認めたから、禁止したとおつしやつたじやないですか。これは矛盾撞着もはなはだし。こゝういふことで憲法で規定された集会の自由が禁止されてはたまらない。どうなんだ。

○齋藤(昇)政府委員 これは繰返すのみであります。過去の事実と、それから三十日にこゝういふことがなされるか、その底流をなすい／＼な事柄の調査によりますと、明らかに危険を招来するといふことが認定できるものだらう、また認定をしたのは相当だらう、かように考へます。

○立花委員 過去のこゝういふ事実を考へてきよの集会を禁止したか、言つていただきます。

○齋藤(昇)政府委員 近くはメーデーの事柄もありまして、昨年の宮城前の事件もありまして、またこの三十日事件後どういふふうにかつたかといふことについて、い／＼の計画があるようにつれ／＼は聞いておるのであります。

○立花委員 メーデーにあつたこと

があつたから、きよの会合を禁止す

るんだということになるのですか。それじやメーデー以後の会合は全部禁止される。どういふ具体的なつながりがあったからということがあるか。もしなければ、問題にならないと思う。東京都の公安条例には、直接危険を及ぼす明らかな事実が認められる場合に限り、こうある。メーデーにああいうことがあったから禁止するというのがあれば、それは禁止する理由にならない。どうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 たいいま申し上げた通りであります。

○立花委員 答弁できないのじやないですか。そんなでたらめなことでは困る。具体的な事実をあとでいいからあげていただきたい。それがやはり今後の集団デモ取締法の問題になるところだと思ふ。言葉ではいくらごまかしておつても、これはごまかせない。きょう目の前でやつておる。あなたたちが出しておるこの法案がごまかしであるということとは、きょうの事実で暴露されておる。

【発言する者あり】

○金光委員 静粛に。

○立花委員 それから法案について聞いておきたいが、許可制を届出制にした理由を承りたい。

○柏村政府委員 先ほど来申し上げましたような七十二時間前の届出によりまして、必要な補正、あるいは厳守事項の命令、または集会、集行進等、が各場合等における変更の命令というふうなことができて、そういう事前の周到なる用意ができますれば、届出によりまして十分に秩序正しい集行進運動等が行われ得るというふうに考えたわけでありまして。

○立花委員 許可制は適当でないとお考えになつておるのかどうか。

○柏村政府委員 目下のところこの程度の届出制度が適当と考えております。

○立花委員 それから現在ある公安条例に対する裁判所の判決ですが、京都の裁判所では明らかに京都の公安条例は憲法違反であり、無効であるということが決定しておる。これを御存じかどうか。これに対してはどうお考えになつておるか。

○齋藤(昇)政府委員 存じております。この問題はまだ最終判決になつておりませんのでわかりませんが、とにかく第一審ではさうな内容を持つた判決がありました。最終判決を待たなければわかりませんが、私の方ではこれは憲法違反になる疑いは若干あるが、必ずしも憲法違反と言へるかどうか、疑問に思つております。このたびは許可制ではなくして、できるだけ集行進運動、行進等はやらせる。しかしながら必要な規制に従つてやつてもらう。日時の変更とか、あるいは場所の変更というふうな事柄で、秩序を保つてやるといふことを主眼にいたしておりますので、不許可というよりは、その方がよろうと存じております。

○立花委員 憲法違反の判決に対して、どういふ点に疑問をお持ちになつておるのか承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 憲法に保障せられております自由も、公共の福祉のためにはやはり制限は受けられるものと考へておるのであります。問題はその程度の問題だと私は考へております。

○立花委員 その程度の問題で——詳しく判決には理由が述べられておるの

ですが、その判決の理由のどの点が疑問であり、どの点が御不満なのか承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 われ／＼は公安条例が京都市において設けられました際に、これは憲法違反ではなからう。研究の結果さうな結論に達したものであります。しかしながら最終判決を待たなければ最後の判定は下せないわけでありまして、ただいま疑いを持つておるという程度で申し上げたのであります。

○立花委員 そのどの点に疑いを持つておるか。ここにあなた方がお配りになつた資料の中に、判決の理由がごまかく出ているんだから、この理由のどこが悪いか、わからないということをは具体的にひとつ示していただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 どの点と申しますよりも、総合的にこういふ場合場合に、この程度までの制限は認容さるべきではなからうかという考へであります。

○立花委員 そういふ一般的なことを聞いておるのではないので、具体的に理由があげられておるんだから、その具体的な理由の中でどの箇所がふに落ちない。どの箇所が納得できない。どの箇所疑問があるということを言つていただかないと議論にならない。ただ水かけ論にしかならないので、その点をひとつ出していただきたいと思ふ。

○齋藤(昇)政府委員 総合的に申し上げます。総合的にじやない。総合的にだとはこれはさつきから言つてい

ように水かけ論になるしか、しかたがない。せつかく理由が出てくるのだから、理由の総合的な結論としてこういふものが出てくる。だから総合的にだけ話がでてはわからないので、やはり理由を、どの点に疑問があるというふうなあげていただかないとこれは話にならない。他の方でもいいからひとつあげていただきたい。

○柏村政府委員 京都の判決におきましては、ただいまお話をいたしましたように、この条例の違憲を論じ、しかしながらこの条例に基いて行つた警察官の公務執行は正当であるから、これに妨害を加えたものは、公務執行妨害罪が成立するといふ趣旨の判決であります。そのほかに、たとえば長野県とかその他の判例によりますれば、この合憲説をとつておるというふうに見られるわけでありまして、私もこの点についてどの点がどう疑問があるというふうなことを、今申し上げる段階ではないと思ひます。

○立花委員 その点はやはり明確にしておく必要があると思ふのです。あなたたちが今お出しになつて、全国的に集約しようとしておる公安条例に対して、裁判所は憲法違反の判決を出してゐる。その理由を明確に調べることをなして、ただでたためにこんなものをつくられてはたまらぬと思ふ。裁判所は権威のあるものであり、責任をもつて判決を出してゐる。それをやはり理由をはつきりして、どの点に疑問があるというところを明確にしないで、こういうものを提出する権利はないと私は思ふ。しかも私もこの問題を問題にいたしますのは、裁判所がこの違憲であるという根拠をあげております。根

本的な考へ方が、やはり今度の集団示威運動の秩序保持の法案の中にはつきり出て来ておる。だからこそ私たちは今の問題を問題にしておるのです。単に京都裁判所の結論ではなしに、理由としてこま／＼あげておる。それを貫く中に流れております精神が、この今お出しになつておる法律案の根本精神と同じだから、これは明らかに裁判所の言つてゐる通りに憲法違反じやないか。そういう問題が出て来るから、私はそれを問題にしておるのです。だからあなたたちがこの法案をお出しになれば、それだけの周到な用意が必要だと思ふのです。ここで私がお尋ねしても理由もわからない、裁判所の判決も何もお調べになつていないというに至りましては、私はこの法案はまつたく間に合せの法案であると言わざるを得ないと思ふ。そういう点で、これは共産党が言つてゐるから調べるんじやないに、裁判所がはつきりさういふ判決を出しておるんだから……。しかも聞くところによりますと、東京都の公安条例につきましても今提訴が出ておりまして、東京都の裁判所でも違憲の判決が近く出ようといふことでありますので、全国的に裁判所が現在の公安条例に対して、さういふ違憲の判決を出しあるいは出さうとしておる。さういふことを無視して、こゝろ法案を出しにすることは、これは無責任きわまりなく言わざるを得ない。その点をやはり明確にする必要があると思ふのです。次会でもいいですから、その点を明確にする用意があるのかどうか。この点をお伺いしたい。

○柏村政府委員 先ほど長官からも御説明しましたように、総合的に判断せ

ざるを得ないと思ひますけれども、その一部を申し上げますならば、京都市公安条例の如く一般の制限に近き程度に広範に集会、集団行進、集団示威運動を取締の対象におき公安委員会の許可なくしてこれを行ふ事が出来ないものとするが如きは明かに取締の便宜に重点をおき憲法の保障する国民の集会等表現の自由を不当に制限しているものといわなければならぬ。」ということ、裁判所としましては公安委員会の許可なくしてというところに、相当重点を置いておられるように思ふのであります。しかしながらその後におきまして、まったく無制限に不許可の処分をするものでない点は、大分注意していろいろ出ているわけであります。結局結論的に申しますならば、許可制にしたことについて疑問を提起されておられることとありまして、今回そういうものを十分検討して届出制にする限りにおいて、何ら違憲性がないと私も考へております。

○立花委員 だから最初よく尋ねたんだ。なぜ許可制を届出制にしたんだ。だからそういう点を、あなたたちはその局部だけをとお考えになつて、言うところでは、許可制だから憲法に違反してゐる、これを届出制という言葉にさえすればそれでいいんだ、そういうことでこれを出しにだした底意は明白なんである。だから私は最初にお尋ねしてある。しかしお説上げになつたところは、実はそうじゃない、一般の制限をやる。集団行進あるいは集会、示威運動等に対して、基本的な憲法で保障された労働者、国民の権限に対して、それを一般的に制

限する。そしてそれを取締りの対象に置くということ自体が、すでに違憲であるということなんである。形の上で許可制にしようとする、あるいは届出制にしようとする、それは形式的な問題にすぎないのであつて、一般的にそういう基本的な人権の問題を取締りの対象に置き、制約しようとするそのこと自体が、憲法違反だといふことを言うておる。だから形にとらわれなくて、内容を見なければならぬと思ふ。ところが、あなたたちは国民の目をごまかすために許可制を届出制にして、それで憲法違反ではないという体裁を整えられようとしておる。だからこそさつき門司君が質問いたしましたように、この届出制は許可制であるという結論が出て参る。そういう実質的なごまかしをやろうとしておることに、私は問題があると思ふ。

それから他の問題に触れたいと思ひますが、現在の公安条例がどこから出て来たかは、これはもう明白だと思ふのです。占領当時占領軍の命令によつて出来たことは間違いないと思ひます。それは私も認めておられると思ふのです。その証拠には、さいぜんそちらでおあげになつた数字の中にもはつきり現れておる。現在百三十の公安条例のうち七十二時間というものが九〇%以上ある。時間的にさへ統一されておる。進駐軍から出て参りました七十二時間という、時間の上でも全国の公安条例を統一しておる。だから、これは決して地方の自主性に基いて、地方の治安の問題の必然性から出て来たものではないに、占領当時占領軍から押しつけられた、まったく憲法違反のものであるということは明白なん

ある。ところがさいせん次長ですが、だれですか、説明されたときに、この法案は決して将来の治安対策のためにはなしに、占領中に書簡とか命令とかいろいろ／＼なものたくさん出たので、それをカバーするためにつくられたといふことを明白に言つておる。ここに私は問題があるんじゃないかと思ふ。占領当時占領軍によつて出された憲法違反の命令、書簡、指示、こういうものを全国的にいまさら統一する必要がどこにあるか。日本の裁判所でも憲法違反とはつきり言つておられるような公安条例を、しかも占領中に向うの強制によつてつくられたようなものを、独立したと言つておる現在、なぜいまさらこういうものを君たちは出さなければいけないか、私はそこに問題があると思ふ。これはまったく憲法的な法律なんである。奴隸的な法律なんである。こういうものをなぜ出しになるか、それをひとつ明白にしたいだき

○柏村政府委員 ただいまの御質問にお答えする前に、京都の例だけを仰せられますが、違憲論は京都の例に見られますけれども、東京高等裁判所におきましては合憲説をとつておられるわけがあります。裁判所の間にもいろいろ意見があるわけがあります。われ／＼として許可制が違憲である心配があるか、許可制でなしに届出制にしたのではなうか、という考へで届出制にしたのではなうか、先ほど申しましたような点が確保されれば、届出制によつて現在秩序を維持した集団示威運動等が行われ得るということをおし上げたわけであり

して、その点誤解のないように願ひたいと思ひます。それからこの公安条例がつけられた歴史的いきさつに、前の占領軍が介在したことは事実でございますが、実際に各地につくられた公案条例は、その必要性に基いてつくられておる。それからつくられないところにおいては、当時占領軍によつて出された命令に基いてやることによつて処置した、従つてつくられなかつたといふふうにおかれ／＼は考へておるのであります。現在においてこうした統一した法律が必要であるということについては、決して占領制度を受益してこのいふものををつくるという趣旨ではないのでありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 そんなことは言ひながら、全国に百三十しかまだ公安条例ができておりませんし、全国の自治体は一万有余ありますので、たとい県でそういうものをつくつたといひましたとしても、まだ公安条例のないところの方がはるかに多いわけですね。だからほんとうに地方の自治体がこういう条例を必要としておるのであれば、全国的にできなければならぬ問題なのである。強制的にやるといひましたとしてもまだこれだけしかできていない。画一的にやるにしてもこれだけしかできていない。私も地方におきまして、この条例の出ましたときの手続あるいは状態等から見まして、これは決して地方自治体が好んでつくつたものではないのであります。当時の市長あたりが、これは上から言つて来たからやむなくつくつたといふことを明白に言つておる。それを必要があつてつくられたと

いうようなことを言われても、これは事実を歪曲するものはだしいと思ふ。だからこそ、現実の問題には合わないような、進駐軍が一方的に決定いたしました七十二時間というものを押しつけられておる。この七十二時間に象徴的に現れておる。これは決して地方から自然発生的にきめられた時間ではないに、進駐軍の關係で議決文をつくらなければならぬ、しかもそれを三通も五通もつくらなければならぬ、それを連絡して、警察からさらに進駐軍にお伺いを立てる時間がある。議決や通訳や連絡の時間がある、そういうことからこういう時間が決定されて参つておりますから、決してこれは地方の自治体が自由にきめたものではないはずなのである。しかもこういうものを占領後に出したになつた法案の中で、七十二時間をそのまま踏襲しようとしておる。だからやはり占領が解けたといつても、占領中と同じように通訳、連絡をとりあるいは通訳をもつてお伺いを立てるといふ形を、今後ともとられるのであると思ふ。同じことなのである。だからあなたのように、自治体の要求があつて、自治体の必要からこういうものをつくられたといふことは、まったく子供だましにすぎない。では一体七十二時間といふものは、自治体がどういふ必要でつくつたかといふことを御説明願ひたいと思ふのですが、そういうことは言えないと思ふ。そういう画一的な天くだり的なものであるといふことは、一点の疑いもないところだし、国民もみな知つておる。ワイロビー書簡にいたしまして、ある警察

などは、国民には発表もいたしませんし、取締りに参りまして、何に基いて取締るか、この自治体には公安条例がないのに、何に基いて取締るのだと言いますれば、それは言えませぬと言ふ。それをなお追究いたしますと、私もだけを警察署長の部屋に入れまして、実はこういうものが来ておるが、これは発表してはいけないと言われておるといふことを言うのです。そういうふう非常に天くだりの住民を弾圧して来てる。しかもそういうものが地方自治体の必要から生れたということは、おそらく日本人である以上は頭にも考えられないし、口に出しても言えぬと思います。そういうことをお言ひになるところに、あなたたちがこういう反動的な、植民地的な法案を出しになつて来る根拠があると思う。しかもさいぜん次長は、これは単に過去の公安条例を、全国的にカバーするためのものだといふことを言われておりましたが、実はそうではなしに、今後起つて参ります植民地政策、低賃金、重税、こういうものに対する国民の反抗をより一層弾圧するために、全国的な規模でこういう憲法違反の条例で統一しよう、全国の公安条例のない自治体に対して、法律でもつて強制的にやつて行こうといふことにすぎないのである。だからこれは単なる過去の憲法違反、人民弾圧の公安条例をカバーするだけでなしに、それを全国的な規模で拡大しようといふことにすぎない。私はその政治的な意図を、今までの質疑応答の中で明白に見出すことができると思うのですが、その点について意見があればひとつ承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 この法案は多衆のこういつた示威運動を弾圧する意図は毛頭ないのでありまして、目的にあります通り、秩序を保ちつつやつても何ものもないのが目的で、それ以外に主義でありまして、あらゆる事柄はやはり秩序をもつて行われるということが必要なのでありまして、多衆に非常迷惑をかけるような、また危害を及ぼすような方法で行われるということは厳にさなければ、日本の民主化は成り立たないと思ふのでありまして、この法案の趣旨もまたそれ以外にないのであります。全国にあるものを統一したというだけではありませんが、ただいま申しますような観点に立ちまして、必要最小限度の規制というものが、この範囲において必要であるといふことは考えるのであります。現在市町村の条例のないところは、ただいまもおおげになりましたように、今まで進駐軍の命令で取締つて参つたのであります。またこの条例を持つておるところにおきましても、むしろ条例よりも進駐軍の命令で取締つておつた方が多かつたのであります。しかし独立をいたしました以上は、法律によりまして、しかも明確な方法で、そして民主的に秩序を保つてこれらの運動をやつてもらうといふことが、一番望ましいと考えております。

○立花委員 大体考え方がわかりましたから、こまかい点は他日に譲りたいと思ひますが、今の意見に對しまして一つ二つだけ反駁を加えておきたいと思ひます。たとへばこの法案には、集會あるいは示威行進をやつていいといふことはどこにも書いてありません。しかもその間に、補正命令あるいは遵守命令というやうな、非常に強力な、しかも複雑な、利用の仕方によつてはいかなる集會、デモでも実力をもつて禁止できるやうな命令を規定しておる。しかもその命令に従わなかつた場合は、その集會あるいはデモに対して実力で粉砕することを規定してある。こういうものがはたして許可制にまさる民主的なものであるかどうか。しかもこれが京都の裁判所ではつきりいたしておりまして、この一般的な制限は憲法違反といふことにならないうだらうか。憲法に違つておると言われないうだらうか。これは明白なことだと思ふ。しかも今日幸いなことに五・三〇の今日の集會あるいはデモを実力をもつて昨日から禁止しておる。この事実が百の言葉よりも明白にあなたたちにこの法案の意図を暴露しておると思ふ。今日はまことに幸いな日なのでありまして、これが暴露されたことによつて、二年前に殺された橋本金二君の霊を慰めることになると思ふのですが、今日こういう反動的な法案を出しになつて、それがまづたく反動的なものであることは、今日の集會を禁止したことによつてはつきりしておるし、あなたの方の反動性が暴露されたことによつて、大衆の闘いの方向がはつきりいたしますので、私は非常に幸ひだと思ひます。

○金光委員長 本日はこの程度で散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁